

<< 生産指標の記載方法 >>

生産指標の欄には、直前、直前の前年及び直前の前々年に受けた経営規模等評価申請書に添付した財務諸表の中で、該当する勘定科目の欄の数字を転記すること。

【完成工事高・兼業事業売上高】

法人については建設業法施行規則（以下「規則」という。）様式第16号、個人については規則様式第19号における損益計算書で完成工事高及び兼業事業売上高を記載

【売上原価】

規則様式第16号又は第19号における損益計算書で、売上原価を完成工事原価と兼業事業売上原価に分けて記載

【販売費及び一般管理費】

法人は、規則様式第16号における損益計算書で役員報酬から雑費までの合計額

個人は、規則様式第19号における損益計算書で従業員給料手当から雑費までの合計額

※兼業事業等の欄に該当がない場合においても、必ずゼロ又は横線を入れること。

《決算期変更をし、その期間が12か月に満たない場合》

- ・各科目について、12月に満たない事業年度の前事業年度の数値を月数按分で合算し、1年分（12か月）の額を算出する。（以下、同様に按分で数値を持ってきて審査基準日の直前3年分の数値を1年分ごとに分けて計上することとする。）

《直前に受けた経審が、合併等により合併時経審（分割時経審を含む。）を受審した場合》

- ・合併時経審を受ける際に作成した合併財務諸表（税理士等により内容が適正である証明のあるものに限る。）の数値を記載すること。
- ・ただし合併した財務諸表以前の数値については、記載の必要はないため記載欄に「合併以前」と記載し、合併時経審以降の数値についてのみ記載すること。

例1：3月決算の会社（存続）と、12月決算の会社（消滅）が、令和2年5月1日に合併した場合
直前の営業年度＝令和2年4月～令和3年3月の財務諸表
直前の前年の営業年度＝合併時経審で作成した財務諸表（平成31年4月～令和2年3月の存続会社の財務諸表と、平成31年1月～令和元12月の消滅会社の財務諸表を合算したもの）
直前の前々年の営業年度＝「合併以前」と記載

例2：例1の会社同士が令和3年5月1日に合併した場合
直前の営業年度＝合併時経審で作成した財務諸表（令和2年4月～令和3年3月の存続会社の財務諸表と、令和2年1月～12月の消滅会社の財務諸表を合算したもの。）
直前の前年（前々年度も同じ）の営業年度＝「合併以前」と記載

《直前に受けた経審が、設立時経審の場合》

- ・設立時経審の財務諸表は、損益計算書に関するものはゼロであるので記載欄にゼロを記載すること。